

**■ 縦覧**  
 「固定資産課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認するもので、本人の所有する物件のみ閲覧できます。

**■ 期間** 通年。平成28年度分は4月1日(金)から(土・日・祝祭日を除く)

**■ 場所** 役場町民税務課課税係

**■ 縦覧できる方**

- ① 町内に土地や家屋を所有する納税義務者および同居の親族など
- ② 納税管理人

**■ 手数料** 無料

**■ 場所** 役場町民税務課課税係

**■ 期間** 4月1日(金)～5月2日(月) (土・日・祝祭日を除く)

**■ 縦覧・閲覧に必要なもの**

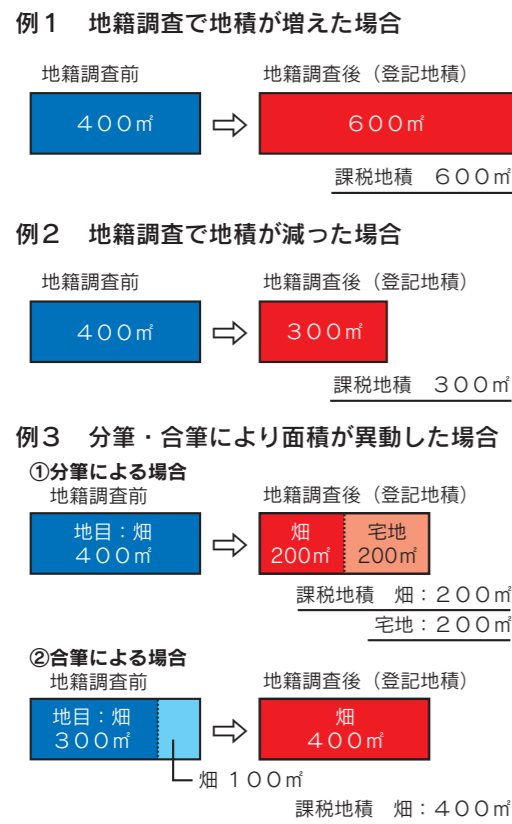
- ・ 納税義務者の本人確認書類
- ・ 代理人の場合は委任状と、代理人の本人確認書類
- ・ 法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状
- ・ 借地人や借家人などその他の場合は、閲覧する権利を有するものとわかるもの(賃貸借契約書、不動産登記簿など)と、申請者の本人確認書類
- ・ 印鑑

※ 本人確認書類：運転免許証、健康保険証など

**縦覧と閲覧の際に行う本人確認には、運転免許証または健康保険証などが必要です。また、代理人の方は必要書類をご確認の上ご来庁ください。**

**資産**  
**固定資産税課税台帳**  
**縦覧は4月1日から**

町民税務課 課税係 ☎77-3915



土地についての固定資産税は、地籍調査により登記地積が減少した場合は減少後の地積で評価して課税し、増加した場合は増加後の地積で評価して課税します。また、土地の分筆や合筆、地目変更があった場合も登記簿に登記された内容で評価して課税を行うこととなります(ただし、地目については利用状況によって課税することになりますので、登記簿と異なる場合もあります)。

そのため、地籍調査が終了し、登記簿に登記された土地の地積や地目が変わった場合、固定資産税が増額になる場合も考えられますので、ご理解とご協力をお願いします。

※ 現地立ち会いが終了していても、新しい面積や地目などが登記されない限り、評価額は変わりません。

町では、税負担の公平性やこの原則に基づき、地籍調査が終了し、賦課期日(1月1日)までに登記簿に登記された土地は、登記地積で評価して課税を行います。

**課税**  
**地籍調査終了後の土地課税**  
**評価額の変更にご注意**

町民税務課 課税係 ☎77-3915

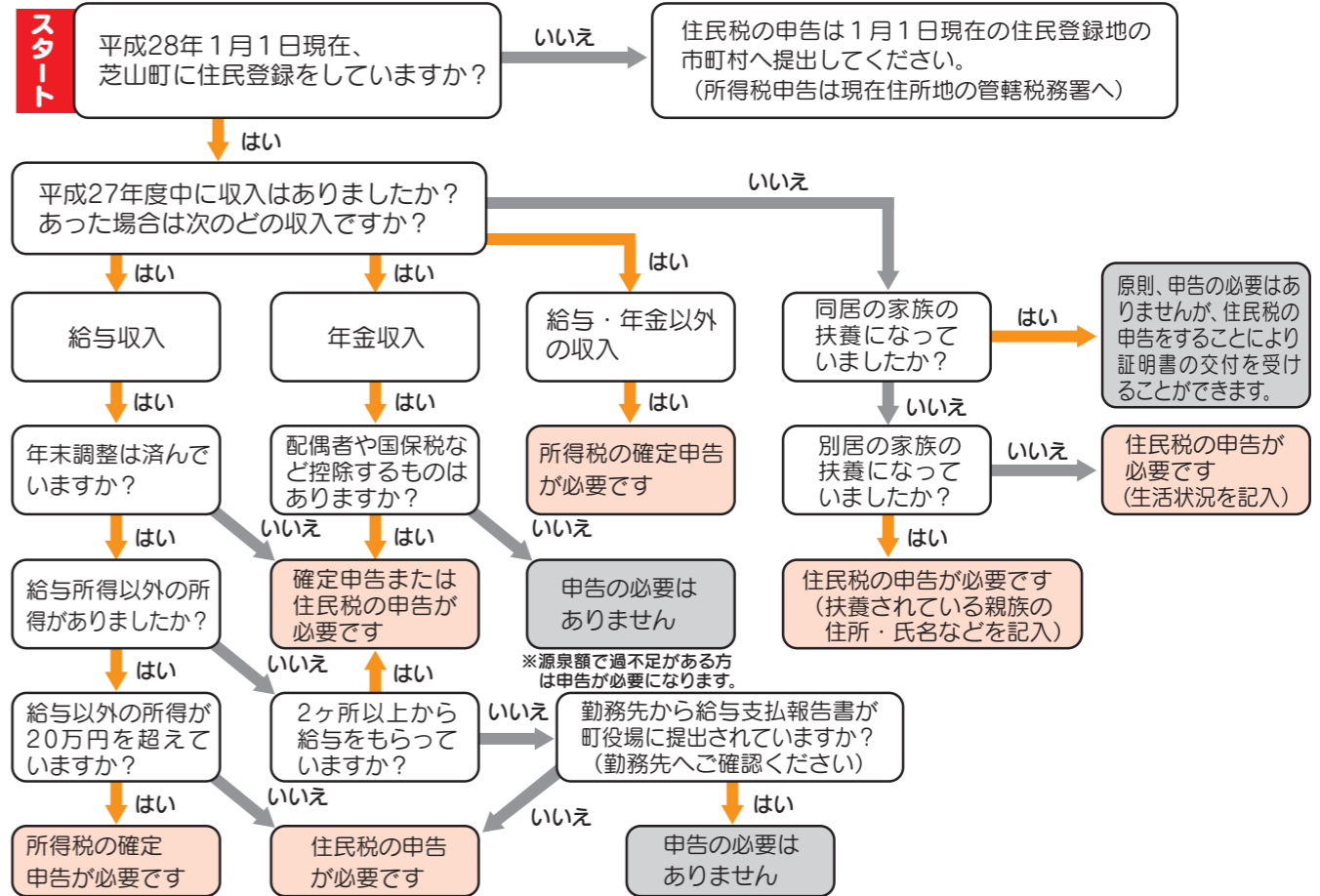
**確定申告**

所得税に関すること：東金税務署 ☎0475-52-3121  
 町民税に関すること：町民税務課 課税係 ☎77-3915

**申告と納付の期限は**

所得税	3月15日(火)まで
贈与税	3月15日(火)まで
個人事業者の消費税および地方消費税	3月31日(木)まで

**あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか？**



**注意** 収入は無かった場合でも住民税の申告が必要な場合があります。上記のフロー図により申告が必要とされた方でも、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減判定やその他の行政サービスを受ける上で申告が必要となる場合があります。また、所得の照明を必要とする場合は、申告がされていないと証明書を発行することができません。

車種	申告手続き先
軽自動車(四輪など)	《軽自動車検査協会千葉事務所》 住所：千葉市美浜区新港223-8 電話：050-3816-3114
普通車(成田・千葉ナンバー) 二輪軽自動車(125cc超250cc以下のオートバイ) 二輪小型自動車(250cc超のオートバイ)	《関東運輸局千葉運輸支局》 住所：千葉市美浜区新港198 電話：050-5540-2022
原動機付自転車(125cc以下のオートバイ) 小型特殊自動車(トラクタ等) ミニカー(50cc以下)	《芝山町町民税務課 課税係・収税係》 住所：芝山町小池992 電話：77-3915

**確認してください！  
 軽自動車の変更廃車登録**

町民税務課 課税係 ☎77-3915

町で課税する軽自動車税は、4月1日に所有している人に課税されます。手続きが4月1日を過ぎてしまうと、1年分の税金を支払うこととなります。また、廃車したつもりで税金を納めないまま滞納になると、差し押さえなどの処分を行います。手続きは確実に行ってください。